

鳥取県告示第 522 号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 12 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成 14 年 2 月 8 日 鳥取県指令都計 30 第 3423 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡大山町赤坂
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡大山町御来屋 328
大山町長 山口 隆之